

京都市告示第14号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

京都市伏見区長 水田 雅博

(伏見区役所区民部固定資産税課,

伏見区役所深草支所区民部課税課

及び伏見区役所醍醐支所区民部課税課)